

中央教育審議会答申別記「期待される人間像」の再
検討
-中教審第十九特別委員会での審議内容の精査を通じ
て-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2022-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田中, 直人 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/22167

中央教育審議会答申別記「期待される人間像」の再検討

——中教審第十九特別委員会での審議内容の精査を通じて——

A study of the Central Council for Education's report 'The Ideal Image of Japanese' (*Kitai-sareru Ningen-zou*) in 1966

With a focus on the substance of discussion at the 19th special committee

博士後期課程 政治学専攻 2020 年度入学

田 中 直 人

TANAKA Naoto

【論文要旨】

本稿は、1966年に中央教育審議会より答申された「後期中等教育の拡充整備について（答申）」の別記である「期待される人間像」の評価について再検討を行う試みである。

「期待される人間像」とは、高度成長期において後期中等教育を拡充するにあたり、戦後教育史の中で初めて公的に理想の人間像を示した文書である。これに対する先行研究の評価は、具体的検討を行った中央教育審議会第十九特別委員会の主査である高坂正顕の思想が反映されているとみるものが多い。しかしそこでは、当該委員会での実際の審議内容を検討するという観点が欠けていた。そこで本稿では、国立公文書館に収蔵されている『中央教育審議会第十九特別委員会速記録』を用いて、第十九特別委員会の審議経過を4つのタームに区分し、実際の議論を分析した。

分析の結果、「期待される人間像」は、各委員の意見を高坂が人間尊重の観点から整理してまとめたものであると判明した。また、その草案も各委員の意見により多くの修正がなされることで、大幅に形を変えていった。つまり、先行研究での評価と実際の審議過程とは大きな乖離があったことが明らかになったのである。

【キーワード】「期待される人間像」、中央教育審議会第十九特別委員会、『中央教育審議会第十九特別委員会速記録』、高坂正顕、道徳的価値

はじめに

本稿は、1966年10月31日に中央教育審議会（以下、中教審。）より答申された「後期中等教育の拡充整備について（答申）」の別記である「期待される人間像」の策定にあたって、中教審においていかなる議論がなされたのかを再検討する試みである。

そもそも、中央教育審議会は、1946年8月10日に設置された教育刷新委員会及びその後継である教育刷新審議会を前身として、「文部大臣の諮問に応じて教育、学術又は文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議すること」（文部省 1994：685）を目的として文部省設置法および中央教育審議会令に基づいて設置された審議会である。つまり中教審は、第二次世界大戦終戦以後一貫して日本の教育政策の方向性を位置付ける中枢であった¹といえることができる。

そのうち、本稿で取り扱う「期待される人間像」は、1963年に当時の文部大臣荒木萬壽夫が諮問した「後期中等教育の拡充整備について」の検討課題の一つとして提示され、中教審での審議を経て、答申の別記という形で1966年に有田喜一文部大臣に答申された。この「期待される人間像」は戦後初めて公的かつ具体的に教育の中で育成すべき人間像を示した文書であった。また、政治的文脈に位置付けると「期待される人間像」は、諮問当時首相であった池田勇人が推進していた「人づくり」政策との間に緩やかな紐帯が存在していたといえる²。「期待される人間像」の審議を実際に行った中教審第十九特別委員会の主査高坂正顕は『文部時報』において、「池田内閣以来、人づくりということがしきりにいわれたが、どのような人間を理想として人づくりが行なわれるべきかははっきりしないままであった。だから「期待される人間像」という形でその問題がはっきり打ち出される由来もあると思う」（高坂 1966：31）と述べている。

では、この「期待される人間像」は、先行研究ではどのように評価されてきたのであろうか。これまでの「期待される人間像」に対する先行研究には、通史の一部として扱ったものとして、久保（2006）、水原（2010）、山本（2014）、江島（2016）がある。また、「期待される人間像」に対する直接的な検討を行ったものとして、船山（1981）、青柳（2012）などがある。しかし、これらは「期待される人間像」を実際に検討した中央教育審議会第十九特別委員会での審議内容を踏まえて

¹ 中教審は、2001年に行われた中央省庁再編により文部省が文部科学省に改組され、その設置根拠を文部科学省組織令へと変えた。そのため、中央省庁再編前後で法律上は別の組織という扱いになる。ただし、文部科学省組織令第76条において中教審は、「文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項を調査審議し、「文部科学大臣に意見を述べる」などの事務をつかさどるとされており、実質的な役割は継承されているといえる。

² 池田は、日本が経済的独立を果たす一方で、日本国民の間に自国のことを愛し、自ら国を守る意識を醸成することで「自主独立」をなすことを意識して、「人づくり」を推進し、私的諮問機関として「人づくり懇談会」を設置した（伊藤 1966）。しかし、この「人づくり懇談会」では、具体的な人間像が示されず、森戸や高坂もこの点が「期待される人間像」が取り上げられる所以であったのだろうという言及を行っている（高坂 1966、国立公文書館、平4文部00948100：201）。

いない。さらにいえば、これらの先行研究は、審議内容を踏まえずに、特別委員会の主査である高坂正顕の思想が反映されているという評価を下している³。

このような先行研究における課題もあり、貝塚（2006）は、「先行研究が一般化してきた「期待される人間像」への否定的な評価は、十分に説得力を持ちうるものなのか」（貝塚 2006：144）と問題提起をし、「期待される人間像」の成立過程の検討を行っている。貝塚は、「森戸辰男関係文書」を用い、第十九特別委員会に提出された草案が「すべて高坂によって執筆され〔中略〕また、高坂によって執筆された草案が第十九特別委員会において検討され、さらにこれは「打合せ会」や「起草」委員会で検討されることによって、「期待される人間像」として整えられていった」（貝塚 2006：184）と結論付けている。と同時に、「「期待される人間像」に果たした「打合せ会」や「起草」委員会の役割は、第十九特別委員会での議論のそれよりもむしろ大きく、実質的な意味を持っていた」（貝塚 2006：184）としている。前後するが、「森戸辰男関係文書」とは、当時の中教審会長森戸辰男が所有していた教育刷新委員会および中央教育審議会に關係する公文書・私文書をまとめたものである。しかし、これはあくまで会議の席上配布された資料で構成されていることを鑑みると、第十九特別委員会での審議内容を断片的にしかたどることができていない。また、貝塚（2006）では、各委員の発言内容といった具体的な審議内容を含んだ形での審議過程の分析には踏み込んでいない。そもそも貝塚が言及している「起草」委員会は、後述する形で分割された第十九特別委員会と第二十特別委員会における審議の最終報告を答申にまとめる役割を担った委員会である（国立公文書館，平4文部00916100：365-366）。また、第十九特別委員会の最終報告と取りまとめられた答申を比較すると、若干の修正が施されてはいるものの内容に大幅な修正が施されている形跡は見られない（国立公文書館，平4文部01056100-018；国立公文書館，平4文部01056100-026）。このことを踏まえると、貝塚の「起草」委員会が実質的な意味を持っていたという主張には疑問が残る。

そこで本稿では、国立公文書館に収蔵されている『中央教育審議会第十九特別委員会速記録』⁴の内容を分析することで、「期待される人間像」の策定当時、中央教育審議会ではいかなる議論が行われていたのかを探る。速記録はまさに、その当時の具体的な審議の内容を克明に記録したものである。貝塚と異なるルートによる分析を行うことで、「期待される人間像」に対して、より実態に即した分析と評価を与えることが本稿の目的である。

1 中央教育審議会第十九特別委員会の概要

「期待される人間像」についての第十九特別委員会での具体的議論を検討する前に、当時の中央

³ 例えば船山（1981）は、答申された「期待される人間像」本文とその後の高坂の趣旨説明の検討のみによって、「「期待される人間像」（＝高坂哲学）を教育現場におしつけようとしている」（船山 1981：239）と断じている。

⁴ なお、本稿では国立公文書館デジタルアーカイブを参照した。引用の際は、「（国立公文書館，（請求番号-件名番号（ある場合））：（画像ページ）」の形で記載した。

教育審議会の概要について整理を行いたい。

「期待される人間像」検討当時の中央教育審議会は制度上、総会の下に特別委員会を設置し、その中で答申に向けた具体的な議論を行うという形態をとっていた。「後期中等教育の拡充整備について」の諮問では、後期中等教育の拡充整備を図るにあたっての理念を明らかにするために今後の国家社会における人間像はいかにあるべきかといった「期待される人間像について」と、具体的な教育内容や教育制度上の問題といった「後期中等教育のあり方について」という2つの検討すべき問題点が提示された。そのため、中教審には、提示された検討課題に対応して2つの特別委員会が設置された。「期待される人間像」については第十九特別委員会、「後期中等教育のあり方について」は第二十特別委員会がそれであった。そのうち本稿において検討する第十九特別委員会は、中央教育審議会運営規則⁵に則り、当時の会長森戸辰男の指名した特別委員11名によって組織された。その後の委員の異動などを含め、第十九特別委員会に関わった委員の一覧が表1である。委員の職名を見ると、やはり大学教員や高等学校の校長といった教育関係者が多い印象をもつ。一方で、諸井貫一や久留島秀三郎に代表されるように、いわゆる財界人もみられる。これは、後述する経済審議会における人的能力に関する答申と「後期中等教育の拡充整備について」の諮問との間に一定の関連性があるが故の人選ではないかと推察される。

また、「期待される人間像」についての審議は、総会と特別委員会とで合計40回行われた。簡潔に流れを説明すると、総会において文部大臣からの諮問に基づいて論点整理を行った後、先述した「期待される人間像について」と「後期中等教育のあり方について」の2つの検討課題をそれぞれ第十九、第二十両特別委員会に場所を移して具体的な議論が行われた。「期待される人間像」に限定すれば、第十九特別委員会における議論は1963年9月から1966年6月の2年9カ月間、合計25回にわたった。

特別委員会での議論後、再び総会に議論の場を移し、第十九、第二十両特別委員会での審議内容が突き合わせられた。これらのことを通じて、「後期中等教育の拡充整備について」の答申が作成され、同時に「期待される人間像」が別記という形で公表された。この流れを回次ごとにまとめたのが、表2である。

この中央教育審議会第十九特別委員会における一連の審議経過を本稿では4つのタームに分けて検討を行っていくこととする。第1タームは、「期待される人間像」を検討するにあたっての背景や現状を確認するタームである。これは第十九特別委員会の第1回から第4回に相当する。次いで第2タームは、各委員がそれぞれ「期待される人間像」についてどう考えるかを表明するタームである。これは第5回から第13回に相当する。続く第3タームは、主査である高坂が執筆した第一次草案を検討するタームである。これは第14回から第17回に相当する。最後の第4タームは、総会において示された中間草案についての検討と参考人の意見聴取を行うタームである。これ

⁵ 中央教育審議会運営規則第9条第2項において、「特別委員は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する」と規定されている。(文部省 1979: 9)

表1 中央教育審議会第十九特別委員会委員一覧

	氏名	就任時職名	中教審委員としての在任期間	備考
1	森戸 辰男	日本育英会会長	1963.5.24～1965.5.23 1965.5.28～1967.5.27	中教審会長
2	木下 一雄	東京都教育委員会委員長	1963.5.24～1965.5.23 1965.5.28～1967.5.27	中教審副会長
3	高坂 正顕	東京学芸大学長	1963.5.24～1965.5.23 1965.5.28～1967.5.27	第十九特委主査
4	天野 貞祐	獨協中学校・高等学校長	1963.5.24～1965.5.23 1965.5.28～1967.5.27	
5	岩下 富蔵	東京都立日比谷高等学校長	1963.5.24～1964.6.14	
6	久留島 秀三郎	同和鉱業株式会社社長	1963.5.24～1965.5.23 1965.5.28～1967.5.27	
7	高橋 雄豺	読売新聞社副社長	1963.5.24～1965.5.23 1965.5.28～1967.5.27	
8	高村 象平	慶應義塾大学長	1963.5.24～1965.5.23 1965.5.28～1967.5.27	
9	平塚 益徳	九州大学教授	1963.5.24～1965.5.23 1965.5.28～1967.5.27	第二十特委主査
10	諸井 貫一	秩父セメント株式会社社長	1963.5.24～1965.5.23 1965.5.28～1967.5.27	
11	茅 誠司	東京大学長	1963.5.24～1963.12.14	
12	大河内 一男	東京大学長	1964.1.17～1965.5.23 1965.5.28～1967.5.27	
13	石田 壮吉	東京都立第三商業高等学校長	1964.6.19～1965.5.23	
14	成田 喜英	東京都立新宿高等学校長	1965.5.28～1967.5.27	
15	前田 義徳	日本放送協会会長	1965.5.28～1967.5.27	
16	出光 佐三	出光興産株式会社社長	1963.9.17～1966.10.31	臨時委員
17	坂西 志保	日本ユネスコ国内委員会委員	1963.9.17～1966.10.31	臨時委員
18	野尻 清彦 (大仏 次郎)	日本芸術院会員 (作家)	1963.9.17～1966.10.31	臨時委員
19	松下 幸之助	松下電器産業株式会社社長	1963.9.17～1966.10.31	臨時委員
20	内藤 譽三郎	前文部事務次官	1964.7.7～1965.7.3	専門委員

文部省（1979: 59-60, 66-78）を基に筆者作成。

は、第19回から第25回に行われた。以下では、このターム区分に即して第十九特別委員会での審議内容を見ていくこととする。

2 「期待される人間像」の土台形成—第1回～第13回

2.1 第1ターム

第1タームでは、主に事務方からの当時の日本の教育についての現状説明とそれについての意見交換が行われた。

まず第1回の冒頭において、会長の森戸辰男が第十九特別委員会に対する付託事項についての解釈を述べている。具体的には、後期中等教育の拡充整備が諮問され、すべての青少年を対象とした後期中等教育の拡充を図るために具体的な目的や性格、内容、方法を検討するにあたっては、その理念を明らかにする必要がある、そのために後期中等教育を受ける者を中心としながら、日本の

表2 中央教育審議会第十九特別委員会における「期待される人間像」に関する審議の経過

回次	日付	議事内容	ターム区分
1	1963.9.9	1 主査の互選 2 青少年の非行問題について	第1ターム
2	1963.9.30	1 臨時委員の紹介 2 学校における教育勅語と修身の取扱いについて 3 新日本建設国民運動要領について 4 国民実践要領について	
3	1963.11.4	1 教育基本法の制定過程について 2 出光, 松下委員等の意見発表	
4	1963.12.9	道徳教育の取扱いについて	
5	1964.1.20	天野委員の意見発表	
6	1964.2.24	平塚, 木下委員の意見発表	
7	1964.3.16	坂西, 高橋委員の意見発表	
8	1964.3.30	岩下, 松下, 野尻委員の意見発表	
9	1964.4.13	文教施策について	
10	1964.5.4	諸井, 大河内委員の意見発表	
11	1964.5.18	1 高村委員の意見発表 2 こどもの成長と家庭について	第2ターム
12	1964.6.1	1 尾高邦夫東京大学教授からの意見聴取 2 久留島委員の意見発表	
13	1964.6.22	松下, 森戸委員の意見発表	
14	1964.9.7	1 新委員の紹介 2 「期待される人間像」(主査草案)について	
15	1964.9.21	「期待される人間像」(主査草案)について	第3ターム
16	1964.10.19	「期待される人間像」(主査草案)について	
17	1964.12.21	「期待される人間像」(中間草案)の発表について	
18	1965.6.7	主査の互選	
19	1965.12.6	「期待される人間像」(中間草案)に対する世論について	第4ターム
20	1966.1.17	「期待される人間像」(中間草案)について	
21	1966.1.31	「期待される人間像」(中間草案)について	
22	1966.2.14	鈴木重信神奈川県教育センター参与, 江上フジ日本放送協会考査室長から意見聴取	
23	1966.2.21	西谷啓治大谷大学教授, 手塚富雄立教大学教授, 八杉龍一東京工業大学教授から意見聴取	
24	1966.2.28	柴田周吉日本経営者団体連盟教育特別委員会委員長, 加藤日出男若い根っこの会会長から意見聴取	
25	1966.6.27	「期待される人間像」(中間草案)について	

文部省(1979: 14-15, 26-27)を基に筆者作成。

将来を築く自覚と責任のある国民としての人間像をどのように考えるかを検討するということである(国立公文書館, 平4文部00945100: 4-6)。

これを踏まえ、第1回は、当時増加していた非行少年についての議論、池田勇人内閣の私的諮問機関として設置された「人づくり懇談会」の様相、そして経済審議会より答申されていた人的能力に関する答申の内容の説明を審議内容とした。とりわけ、非行少年についての議論については、「期待される人間像」を検討するにあたって、戦後日本の道徳のあり様という点で重要視された。

文部省社会教育局長であった斎藤正の説明では、戦後すぐの少年犯罪は経済的困窮からくる窃盗

が多かったのに対し、朝鮮戦争以後の1955年から1958年の統計では粗暴犯が増加したとある。これに対し、森戸辰男は「物質的な窮乏というよりも精神的な心がまえが弛緩してきた」（国立公文書館，平4文部00945100：13）という確認をとり、斎藤はその点も関係があると思うと述べている。また、第二十特別委員会の主査を務めていた平塚益徳は、「自分の欲望を満たせば人はどう迷惑かかってかまわない、それが高められると、逆になぜ悪いのかと開き直る。〔中略〕私はしばしばそういうことを聞かされ、またそういう傾向をなげいてお」（国立公文書館，平4文部00945100：16）ると意見を述べている。さらに、元文部大臣の天野貞祐は、この問題に対し、「善悪の観念が麻痺してしまっている」（国立公文書館，平4文部00945100：18）というような意見を述べている。そして、副会長である木下一雄は、前から言っていることとして「道徳の標準が変わってきておる〔中略〕あらためてここに道徳のあり方、価値観をいかにして作るかということは新しいわれわれの生活を根拠にして、ノン・モーラルの状態のものをいかにしてモーラルがわかるかということにもっていかないと〔中略〕新しい道徳をわれわれが作ってやらなければならない」（国立公文書館，平4文部00945100：20-22）と考えると述べている。

これらの意見に共通してみられる通り、第十九特別委員会においては、戦後日本での道徳的価値がないがしろにされ、それが故に少年犯罪が増加しているという問題意識が共有された。そのため、戦後日本において道徳的な価値観をどのように醸成していくかが検討課題に挙げられるのである。

加えて、経済審議会が人的能力に関する答申の中で、経済発展のための労働力をどのように養成するかに主眼を置いている点と当時3割ほど存在した高校へ進学しない青少年も含め、若い社会人としての人間像という観点を考慮しなければならないという理由から、「期待される人間像」が後期中等教育の拡充にあたっての検討課題とされている点が当時調査局長であった天城勲から説明がなされている。

その一方で、岩下富蔵は、第十九特別委員会が後期中等教育における期待される人間像を検討する場であるという理解の一方で、「期待される人間像というものは何も後期中等教育に限ったものではなくして、結局教育を通してどういう人間を作ろうとするのかという教育全般にわたっての問題と、そういうことになる」（国立公文書館，平4文部00945100：63）と考えるとする意見を述べている。つまり、岩下にとってみれば、「期待される人間像」は後期中等教育、すなわち高等学校教育の理念の枠組みには収まらないものと捉えられるのである。これに対して、天城はあくまでこの問題の出発点は後期中等教育であり、この課題について考えるときに、理念と制度を分けて審議してもらうことを考えた中で第十九特別委員会の位置づけであると説明している（国立公文書館，平4文部00945100：66-67）。だが、この「期待される人間像」があくまで後期中等教育における理念なのか、あるいは全般的な教育において育成すべき人間像を描き出すのか、という対立が、後の第3ターム以後の答申策定の段階において尾を引くことになる。

第2回は、教育勅語廃止の過程と、森戸辰男と天野貞祐がそれぞれ文部大臣時代に提唱したあ

るいは提唱しようとした「新日本建設国民運動要領」と「国民実践要領」についての議論が主な内容であった。この回では、教育勅語が「詔書の根本理念が主権在君並びに神話的國體観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ國際信義に対して疑点を残すものになる」⁶という強い文言で、1948年6月19日に衆議院において「教育勅語等排除に関する決議」がなされたことが確認された。また、森戸と天野が先に示した二つの要領に至る背景として、当時の日本が戦後の社会状況を踏まえたときに道徳的な危機の状態であるという問題認識があったことを挙げている。

森戸は、「新日本建設国民運動要領」について、敗戦後の日本において、経済的、政治的、精神的に虚脱状態にあり、非常に危うい状態である中で、日本の再建には経済の再建だけではなく、その基礎となる精神的、道徳的再建が必要という考えに立って発表したものであると述べている（国立公文書館、平4文部00945100：95-104）。また、天野は「国民実践要領」について、文部大臣として文部省に入ったのちに、教育の実際の状況を認識したことが引き金になっていると述べている。天野は、「教育勅語が行われなくなったということは、教育勅語に含まれている徳目さえも行われぬものか、一体道徳は変わっちゃって新しい道徳は何だ〔中略〕要するに全く混迷の状態に陥っていたというのが実情ではないか」（国立公文書館、平4文部00945100:113）という問題意識のもとで、参考になりうるものを示そうとしたと述べている。また、坂西志保は森戸の説明を受け、戦中戦後に日本のイメージが崩れ、憲法などで新たな民主的人間像が出されたものの、それが良い市民を作るということをイメージして出されていたのかについては疑問が残るという意見を提示している（国立公文書館、平4文部00945100：107-108）。

これらの点から、戦後日本においてあるべき人間像、言い換えれば道徳的規準が喪失しているという認識が第十九特別委員会の委員の中で共有されていた事実が見てとれる。

第3回の審議内容は、教育基本法の成立過程であった。安達健二大臣官房人事課長の説明によると、教育基本法は教育使節団と日本側教育家委員会との会議の中で多少話題に上がったにしても、日本側の考え方が中心であり、教育の目的や理念については教育刷新委員会での審議が基本であったと概観している。さらに、教育基本法の条文についても、いくつかの点で連合国軍総司令部（GHQ）からの示唆があったものの、日本側が示さなかったことについてGHQ側からの記載要求はなかったとしている（国立公文書館、平4文部00945100：167-168）。

しかし、森戸は、教育基本法制定にあたって、GHQに文句を言われぬように条文を作ったのではないかと疑念を示している。というのも、森戸にすれば、GHQが存在しなければ、教育基本法はもっと日本的な表現になったであろうし、一々長い注釈意見をつけなければわからないような法律が果たして適当なのかという疑念があり、それをこの場で示している（国立公文書館、平4文部00945100：195-196）。換言すれば森戸は、教育基本法において示される教育の目的や理念には、不明瞭な部分があるのではないかと述べているといえよう。この点について明瞭

⁶「第2回国会衆議院本会議会議録第67号」1948年6月19日。

なものにすることも、「期待される人間像」という検討課題に含意されていることが示唆される。

第4回は、渋谷敬三初等中等教育局中等教育課長から戦後道徳教育の経過及び教育内容についての説明が行われ、それに基づいた議論が行われた。渋谷の説明について、高坂は以下のようにまとめ、渋谷に対し齟齬がないか確認をとっている。

とにかく最初の一番大きい問題は、特設するかどうかということで論議があり、今度は特設した場合、その方法について論議があり、特にその内容についてはさまざまな議論が出ていたように記憶しております。最初は、道徳教育というと学校の先生方も非常に警戒してものを書いており、それに触れることをなるべく避けるような様子も見えたのでありますけれども、今ではそういったようなことはだいぶ減って参ったわけではありますが、実際やってみようとするとなかなか困難な点がたくさんあって、その中の一番大きな点が、じゃあ具体的にどういう人間にするか、それがはっきりしないというところにあるんじゃないかというふうに思われる（国立公文書館，平4文部00945100：230）

この渋谷の説明を受けて高橋雄毅は、道徳教育が他教科と異なり、教員が精神込めてやらなければ役に立たないのではないかという考えの上で、現場で教育を行う教員は納得して教育を行っているのかという疑念を示している。それに合わせて森戸も、道徳教育の教育課程ができあがったとしても、現場においてどれほどの徹底ができていくのかという点についての疑念を提示している（国立公文書館，平4文部00945100：251-254）。つまり、1958年度に「道徳」の時間が小学校・中学校の教育課程に教科外活動として設定された⁷ものの、その内実が確立されていないという点が戦後の道徳教育を巡る課題として第4回の審議において認識が共有されたといえる。

以上の点を踏まえると、第1タームにおける議論では、とりわけ戦後日本社会において道徳の規準が確立していないという点が強調され、第十九特別委員会における議論の方向性も道徳性の欠如対策に方向づけがなされたとみることができる。

2.2 第2ターム

第2タームは、各委員が「期待される人間像」に関しての意見を表明し、その意見に対する質疑応答と意見交換が行われた。この第2タームで示された意見を整理すると、大きく2つの要素に分類することができる。

第1は、日本人固有の人間像を明らかにすべきであるという点である。

例えば松下幸之助は、日本国民としての人間像を考えるにあたっては、世界共通の人間像に日本の伝統を加味していくことが重要であると述べている（国立公文書館，平4文部00945100：

⁷ この「道徳」の時間は、各学年毎週1時間設定され、小学校では「教科以外の活動」、中学校では「特別教育活動」に特設され実施された。これを通称「特設道徳」と称する。（江島 2016：189）

248)。また、岩下富蔵は「期待すべき人間像は世界を通じてすべて同じであってよいのだろうかという疑問もある〔中略〕したがってわれわれのえがく人間像は、やはり日本のすぐれた文化を維持し、発展させていくという気持を持った人間であってほしい、少なくとも日本のよい伝統を理解し、日本に誇りを持つことを期待したい」（国立公文書館，平4文部00946100：88-89）と述べている。

第2は、個人の資質や徳性を磨くという観点を含めるべきであるという点である。

天野は、「理想的な人間像といえば、そのほか〔＝知識を磨くということがわれわれの道徳的な判断力を養うということに思慮を養成していく——筆者加筆〕に情操の育成とか、宗教心を養うとか、さらに社会に働く以上知識、技能というものもなければならぬし、健康もなければならぬ。だから教育一般といえばその全部を涵養することにありますけれども、特にこの人間教育とって、徳育ということを用いるならば、その中心をなすものは私はよき意思と思慮を養うと、これがいわゆる道徳教育の目指すところだと思う」（国立公文書館，平4文部00945100：278-279）という意見を示している。

また坂西は、「結局は日本の社会では、個人の確立ということがないために、集団のきまりというものが非常にむずかしいのではないか。だから教育の場において私たちがもう少し力を入れなければならないことは、いい意味での個性を育てることではないかと思います。〔中略〕私は、今日一番必要なのは、個人として考え、そしてその上に集団の生活に適応する心がまえを持った人たちではないか」（国立公文書館，平4文部00946100：24，26-27）と述べている。

さらに諸井貫一は、「期待される人間像」の根本的課題が、若者がもつ能力をどのようにして十分に発揮させるかにあるとして、「これから一番必要なことは、われわれの力、ポテンシャルティというものをできるだけ伸ばし、大きなポテンシャルティをもった国民、人間をつくり、できるだけ大きな能力を引き出すことだと思」（国立公文書館，平4文部00946100：260）と述べている。

これらの意見を踏まえると、第十九特別委員会における「期待される人間像」の検討課題は、後期中等教育の理念という枠組みを超え、今後の日本の教育において道徳性をいかに身につけさせるかという領域に達していたといえる。この第2タームで示された各委員の意見を主査である高坂正顕が取りまとめ、1964年9月7日の第14回会議で第一次草案を提示し、第十九特別委員会の議論は第3タームに移行した。

3 第一次主査草案から最終報告に至るまで—第14回～第25回

3.1 第3ターム

第3タームは、第一次草案，第二次草案，中間草案といった過程で，高坂が執筆した草案に対しての各委員からの要望が提示され，修正を行うことで「期待される人間像」を具現化するタームである。

表3 「期待される人間像」第一次草案目次項目

序文	1 戦後の道徳的混乱
	2 経済的繁栄と精神的空白
	3 今日の世界情勢と理想的人間像の必要
	4 根本原理としての人間尊重と愛
	5 自愛心・愛国心・人類愛
本論	第1章 個人として
	1 自由であれ
	2 個性を伸せ
	3 正しく自己を愛し得る人となれ
	4 頼もしき人となれ
	5 建設的な人間であれ
	6 幸福な人間であれ
	第2章 家庭人として
	1 家を愛の場たらしめよ
	2 開かれた家であれ
	3 家をして憩いの場所及び教育の場所たらしめよ
	第3章 社会人として
	1 仕事に打ち込み得る人となれ
	2 機械を支配し得る人となれ
	3 大衆文化消費文化におぼれるな
	4 社会規範を重んずる人となれ
	第4章 日本人として
	1 正しく日本を愛する人となれ
	2 善き日本人となれ
	3 豊かな日本人であれ
	4 美しき日本人であれ
	5 たくましき日本人であれ
附記	1 教育の目標
	2 幼児期の教育
	3 躰・他律から自律へ
	4 愛と信頼と権威
	5 生活環境の整備
	6 青年期の教育と覚醒
	7 教育者の心構え

国立公文書館（平4文部01067100-015:2-3）に基づき筆者作成。

「期待される人間像」の具現化にあたって最初のたたき台となる第一次草案は表3のような構成であった。高坂は、この第一次草案の執筆にあたって、各委員の意見をただ並べるのではなく、人間尊重ということの基本とし、①「期待される人間像が要求される理由」、②「具体的にどのような人間が望ましいか」、③「実現のためにどのような方策をとるべきか」という形で整理しまとめたと述べている（国立公文書館，平4文部00947100：161，166-167）。同時に高坂は、「一応皆さま方の御意見も自分としてよく考えたところをあまり洩れていることなしに、しかもある一定の組織づけをしてみようとした試みがこれでございます。それがうまくいっているかどうかは皆さん方の御批判をいただきまして、なるべく妥当なものに持っていきたい」（国立公文書館，平4文部00947100：169）と述べている。

この第一次草案に対しては、以下のような意見が示されている。例えば、高橋雄豺は、「社会規

範を重んずる人となれ」という項目が示されている中で、社会規範の内容をもっと強調してもいいという意見を提示している。また坂西からは、新しい世代である教員や生徒が「期待される人間像」をどう受け取るかを念頭において、後ろ向きに感じられる表現を削ってもらいたいという意見が出されている（国立公文書館，平4文部00947100：271）。と同時に、第一次草案に類出している「してはならない」、「ではない」という表現の仕方ではなく、どうあるべきかを打ち出す方が効果的ではないかと述べている（国立公文書館，平4文部00947100：272）。

さらに注目すべきは、第16回において平塚益徳と内藤馨三郎から出た意見である。両者から示されたのは、あまりに文章の格調が高すぎて、そもそも一般の人々に理解されにくいのではないかという問題であった。具体的に見ると平塚は、石田壮吉がこの第16回の席上、草案の内容に対する解釈の説明を事細かに求めていることを引き合いに出し、「個性の問題、人格の問題、理想の問題、あすこら辺は主査が高いカント学者として常識としてお考えになっていることですが、〔中略〕そこに盛られている思想というものが非常に格調高いもので、〔中略〕非常に重要な問題についてこの文章の裏にある思想というものが一般の人たちにはたして理解できるかどうかということを中心に心配して」（国立公文書館，平4文部00947100：263）いと述べている。また内藤は、「期待される人間像」が世に出たときに現場がどう使うかということ懸念していた。具体的には、ここで示された草案があらゆる項目内容についてまんべんなく網羅的になっていて、これが出たところで現場の先生は読まないのではないか、むしろ簡潔に誰にも読んでもらえて理解されるようなものを示したほうが良いと指摘している（国立公文書館，平4文部00947100：266-268）。

その一方で、天野は、内藤の述べる形でまとめると徳目主義に陥るのではないかと懸念を示している。ゆえに、平塚が指摘するように難しい部分については平易に書いてもらうにしても、あえて草案のように重みのある形で作り、教員に対してはそれを読む忍耐力を期待したいという形で高坂の草案を擁護する姿勢を示している（国立公文書館，平4文部00947100：269）。だが、これに対し内藤は、安ちょこのように役に立つ教師用指導書がついていないと教科書を採択してもらえない現状を考えると、あまり高いものを期待しても効果は上がらないのではないかと反論している（国立公文書館，平4文部00947100：270）。この議論の過程から、「期待される人間像」を格調高いものにするのか、それとも幅広い人が読んで理解しやすい形のものに仕上げていくのかという点で意見の食い違いが発生していたことをうかがうことができる。

これらの意見を踏まえ、第17回において、高坂から第二次草案が示された。第二次草案は、表4のような構成であった。この第二次草案は、第15回から第16回における第一次草案に対する自由討議の中で出た委員の意見を踏まえて、高坂が改めたものを、会長、副会長等会議⁸を行った

⁸ この会議は、1964年12月14日に開催された（国立公文書館，平4文部01067100-021：2）。貝塚（2006：162）によれば、会議は国立教育会館第一特別会議室において行われ、森戸辰男会長、木下一雄副会長、高坂正顕主査、平塚益徳、天野貞祐と当時の事務次官、官房長、調査局長が出席した。なお、会議の詳細については貝塚（2006）に譲る。

表4 「期待される人間像」第二次草案目次項目

序論	当面する日本人の課題	
	1 人間像の分裂	
	2 第一の要請	
	3 民族性の忘却	
	4 第二の要請	
	5 民主主義の未成熟	
	6 第三の要請	
	7 日本の象徴	
本論	期待される人間像	
	第1章 個人として	1 自由であれ
		2 個性を伸せ
		3 正しく自己を愛し得る人となれ
		4 頼もしき人となれ
		5 建設的な人間であれ
		6 幸福な人間であれ
	第2章 家庭人として	1 家庭を愛の場たらしめよ
		2 開かれた家庭であれ
		3 家庭をして憩いの場所及び教育の場所たらしめよ
		4 家庭をして教育の場所たらしめよ
	第3章 社会人として	1 仕事に打ち込み得る人となれ
		2 機械を支配し得る人となれ
		3 大衆文化、消費文化におぼれるな
		4 社会規範を重んずる人となれ
	第4章 日本人として	1 正しく日本を愛する人となれ
		2 善き日本人となれ
		3 豊かな日本人であれ
		4 美しき日本人であれ
		5 たくましき日本人であれ

国立公文書館（平4文部01065100-022:2-3）に基づき筆者作成。

うえで修正を行ったものであると高坂は説明している。加えて高坂の説明によると、当初この第二次草案は、表4における序論が本論第一、本論が本論第二となっており、そこに本論第三という形で「留意さるべき教育上の諸点」という内容が存在していた。具体的な項目は、第一次草案における附記と同じだが、そこに「戦後教育の反省」という内容が加わっていた。高坂によれば、この本論第三は、第2タームで委員から出た意見において、教育上の問題についての要望が多かったことから付け加えたものであったという。しかし、全体の構成として落ち着きが悪いのと同時に、そもそも第十九特別委員会で検討するよりは、後期中等教育に関する具体的な制度などについて話し合っている第二十特別委員会でまとめるほうが妥当であろうと考え、省略したと述べている（国立公文書館、平4文部00948100：13-16）。

第17回では、この第二次草案に対する議論も行われたが、実のところ、「期待される人間像」をいかなる形でまとめるかという点において議論が紛糾することとなった。

高坂は、第十九特別委員会における検討課題は、「今後の国家社会における人間像はいかにあるべきか」という点であることを踏まえると、より大局的な見地で検討を行うべきであるという考え方を持っていた。一方の森戸と第二十特別委員会の主査を務めていた平塚益徳は異なる認識を持っていた。森戸は、日本人の課題というと非常に広いうえに、諮問の性質が日本の教育に関連しているという点を踏まえて、日本の教育における人間像という形にしたほうがいいのではないかと述べている（国立公文書館，平4文部00948100：35）。また、平塚は、第一次草案に存在し、第二次草案で省略された「留意さるべき教育上の諸点」について、第十九特別委員会と第二十特別委員会双方の意見を合わせて一つのまとまったものにならないと困ると主張している（国立公文書館，平4文部00948100：39-40）。この対立は、第1タームで岩下が示した意見に通ずる対立であるといえる。さらにこの対立は、結果的に最後の答申に至るまで尾を引く大きな問題点として存在することとなる。

また、「期待される人間像」の中間草案を公開するかどうかについても問題として取り上げられた。これは、中教審で「期待される人間像」を審議している点を様々な方面が問題視しているという状況が起こったことに起因する問題であった。このまま非公開のまま審議を行っていくと、各方面が無秩序な批判を行い、審議の障害になる懸念がある。故に、この問題を中教審会長である森戸、高坂、そして天城は認識を共有し、表5の構成で中間草案を一般公開することとなった。

3.2 第4ターム

第4タームは、中間草案を一般公開したのちに新聞や雑誌等に掲載された意見や要望に基づいた検討が行われた。この検討に際して、事務方から中間草案発表後に寄せられた意見や要望をまとめた「期待される人間像についての事項別意見」と、新聞や雑誌等の上で、論文形態で示された要望をまとめた「期待される人間像に関する主要論文等意見」、そしてこれらの意見の中で建設的な批判あるいは否定的見解の中で一応検討を要すると判断される意見を収録した「『期待される人間像』に対する意見のうち第十九特別委員会において検討を要すると思われる主要意見」（以下、「主要意見」。）の3種類の資料が示され、これらの資料を下敷きにした議論が行われた。

坂西は、示された意見を読み込んだうえで、「あまりに項目に分かれていて、人間はこうあるべきだということが部分的にはよくわかるけれども、課題である期待される人間像というものは浮かび出てこないのではないかとということが批判の最も重要な点」（国立公文書館，平4文部00948100：93-94）と述べている。同時に、具体的な項目の追加要請を超えて「人間の一つのイメージ〔中略〕いわゆるモンタージュ写真のようなものがほしいのではないかと」（国立公文書館，平4文部00948100：107）という分析を行っている。これに対し高坂は、「非常にむずかしいのでございますね、具体的なイメージを出そうということになりますと。詔勅とかそういうようなたぐいのものですと、非常に具体的な人間の姿が出るのでございますけれども、そういったようなたぐいの取り扱いをすることもちょっとこの委員会としてはぐあいが悪いように思う」（国立公文書館，

表5 「期待される人間像」中間草案目次項目

序論	当面する日本人の課題	
	1 人間像の分裂と第一の要請	
	2 民族性の忘却と第二の要請	
	3 民主主義の未成熟と第三の要請	
	4 日本の象徴	
本論	期待される人間像	
	第1章 個人として	1 自由であれ
		2 個性を伸ばせ
		3 正しく自己を愛する人となれ
		4 頼もしい人となれ
		5 建設的な人間であれ
		6 幸福な人間であれ
	第2章 家庭人として	1 家庭を愛の場とせよ
		2 開かれた家庭であれ
		3 家庭をいこいの場とせよ
		4 家庭をして教育の場とせよ
	第3章 社会人として	1 仕事に打ち込む人となれ
		2 機械を支配する人となれ
		3 大衆文化、消費文化におぼれるな
		4 社会規範、社会秩序を重んじる人となれ
	第4章 日本人として	1 正しく日本を愛する人となれ
		2 心豊かな日本人となれ
		3 美しい日本人であれ
		4 たくましい日本人であれ
		5 風格ある日本人であれ

国立公文書館（平4文部01065100-024:2-4）に基づき筆者作成。

平4文部00948100：107-108）という形であまり積極的な姿勢を示していない。

また、示された意見の中に、「内容（徳目）が多すぎる。もっと整理し、簡潔にまとめるべきである」というものや「表現がむずかしく、長文にすぎ、しかも具体性にとほしいため、文章に迫力がない」というものがあることを踏まえてか、大河内一男は、「最終報告というような形をとるその段階では〔中略〕重点が置かれたものが最終的には期待されるものとして割合に明確な形で描かれるということがどうしても必要だろう」（国立公文書館、平4文部00948100：112）と述べている。これに呼応する形で諸井は、「現在の教育というものをずっとながめ渡して、どういうところにどういう考え方の不足があるということ、その間に一つ人間の像を描いていくという非常に広い意味のものを一体この委員会でねらうのか、そうでなくてもっと簡明直截に。現在の教育に欠けたものを重点的に指摘して、そして指導理念的なものをこの際出していくのか、そのどっちを一体この委員会がねらうか〔中略〕が判断の材料になる」（国立公文書館、平4文部00948100：113-114）と思うと指摘する。

また、「期待される人間像のように人間の価値観に関することを中央教育審議会（国）が示すこ

とは適当ではない」という一般からの意見を踏まえ、平塚は、中央教育審議会というかなり限定された委員会で国民全体の価値を示すことに対する問題や疑問にはっきりと答えるだけの用意をする必要があると述べている（国立公文書館，平4文部00948100：160）。また、大河内は第二十特別委員会の報告で示されるであろう改善された後期中等教育が念頭に置く人間と「期待される人間像」とが結びつかずに、「期待される人間像」が単なる作文に墮してしまう懸念も示している（国立公文書館，平4文部00948100：174-175）。

さらに、第3タームにおいて問題視されていた「期待される人間像」をいかなる形でまとめるかという点について、第4タームでも引き続き問題として挙げられていた。

第22回から第24回にかけて行われた参考人の意見聴取⁹においても厳しい意見が示された。

例えば鈴木重信は、「歴史的にみると、期待される人間像は、単に教育制度上の問題ではなく、政治、経済、文化等の根本の問題となるであろうが、教育制度および内容に限るのであれば、人間はいかにあるべきかよりも、人間はいかにあるかという問題に直結した議論がさらに必要であり、それに基づいて教育のあり方を検討することが、現在の課題ではないか」（国立公文書館，平4文部01065100-036：3）と述べている。

また、江上フジは、「期待される人間像のようなものを大衆が受け取るときには、詳しく論じてあればある程、思想のふくらみがなくなり、魅力に乏しいものとなる。また、教育というものは永遠につながるものであつて、決して一時代限りのものではないから、一貫性のある普遍的なものに限ることが必要であり、そのためにも序論は必要ではないと思う」（国立公文書館，平4文部01065100-036：4）という意見を示している。さらに西谷啓治からは、「『期待される人間像』（中間草案）を読んでみると、期待される人間像を作る姿勢が、人間の規範の最大公約数的なものを求めようとしているのか、あるいは、もう一步煮詰めて人間像という一つのビルドを求めようとしているのかはつきりしない。〔中略〕期待される人間像は、これを読む者の心に直接に響き、鼓舞するものであることが必要である」（国立公文書館，平4文部01065100-036：5）と述べている。

さらに手塚富雄からは、「後期中等教育の拡充整備についての諮問を読むと〔中略〕出発点において非常に奥深くなっている。加えて、期待される人間像ということばが何ら限定なく使われているので、諮問に対する答えが一般的な理念像と受けとられている。このことが、誰が誰に期待される人間像を要求しているのかを不明確にしている」（国立公文書館，平4文部01065100-036：5）という形で、「期待される人間像」の根幹にかかわる問題に対する言及がなされている。

これらの意見は、総じて「期待される人間像」の中間草案は、どういう人間像が目指されているのかという点で具体性に乏しいのと同時に、「期待される人間像」をもっと魅力的なものにしていく必要があるというものである。換言すれば、「期待される人間像」とはいうものの、その実体が

⁹ この参考人意見聴取では、神奈川県教育センター参与の鈴木重信、日本放送協会考査室長の江上フジ、大谷大学教授の西谷啓治、立教大学教授の手塚富雄、東京工業大学教授の八杉龍一、日本経営者団体連盟教育特別委員会委員長の柴田周吉、若い根っこの会会長の加藤日出男の7名から意見聴取が行われた。

よくわからないという致命的欠陥がこの段階で外部から指摘されたのである。これは、第16回において、平塚や内藤が指摘していた一般の人たちにはたして理解をしてもらえるのか、という懸念が現実化した指摘であったといえよう。

しかし、この参考人からの意見聴取において出された意見に関する検討が十分になされることはなかった。というのも、第十九特別委員会の活動は意見聴取を終えた次の回である第25回で最終回を迎えたからである。第25回の会議では、「主要意見」に基づいて行われた第19回から第21回会議において委員から出された意見の確認が行われ、この中で参考人の意見について取り扱われることはなかったのである。

だが、なぜ聴取した参考人の意見の検討がまともになされなかったのかについての明確な理由までは、速記録から読み解くことはできなかった。ただし、「後期中等教育の拡充整備について」の答申を出すにあたってのスケジュールが既になされていたことは、参考人の意見の検討がおざなりになった要因の可能性として示唆される。第19回の会議において、会長の森戸から1966年5月あるいは6月ごろには文部大臣に答申をすることを目標にしたいという意向が示されていた。またそれを受けて高坂も「ことしの一月〔1965年1月11日——筆者加筆〕に中間草案を出したわけでありまして、あまり長く棚ざらしのような形にしないで、まとめていくのが望ましいことだろうと思っている」（国立公文書館、平4文部00948100：80）と述べている。表2を踏まえると、第25回会議の開催日は1966年6月27日であり、すでに答申を行う目標時期に達していたことが分かる。つまり、相当に審議状況が遅れていたのである。それ故に、参考人の意見の検討がおざなりにならざるを得なかったと推察される。

その後1966年9月14日に中教審の第104回総会において、第十九特別委員会において行われた議論の最終報告が行われ、第十九特別委員会はその活動を終了したのである。この際に示された最終報告の構成が表6である。

最終報告においてまず目につくのは、中間草案までは具体的な期待される要素の記し方が命令形であったのに対し、最終報告では項目として列挙する形に改められている点である。これについて高坂は、「命令形ということにつきましてはいろいろな批判がありまして誤解を招く危険がありますので、〔中略〕項目としてそれを出している」（国立公文書館、平4文部00916100：387）と述べている。また、第二次草案から中間草案にかけて序論の部分に存在していた「日本の象徴」という項目が第2部第4章の「象徴に敬愛の念をもつこと」に移っているように、構成及び表題といった点について大幅な変更がなされている。また、具体的な文章については言及を避けるが、内容面では「かなり多くの部分におきまして否定的ないしは消極的な表現が多かった。〔中略〕それをできるだけ少なくしてきた」（国立公文書館、平4文部00916100：387）と高坂は述べている。この点については、第一次草案の議論の段階で坂西が示していた意見がこの段階においてようやく反映されたといえよう。そしてここで示された最終報告が第105回総会及び第106回総会において第二十特別委員会で行われていた「後期中等教育の拡充整備について」の審議内容とあわせて答申を

表6 「期待される人間像」最終報告目次項目

第1部	当面する日本人の課題	
	1 現代文明の特色と第1の要請	
	2 今日の国際情勢と第2の要請	
	3 日本のあり方と第3の要請	
第2部	日本人に特に期待されるもの	
	第1章 個人として	1 自由であること 2 個性を伸ばすこと 3 自己をたいせつにすること 4 強い意志をもつこと 5 畏敬の念をもつこと
	第2章 家庭人として	1 家庭を愛の場とすること 2 家庭をいこいの場とすること 3 家庭を教育の場とすること 4 開かれた家庭とすること
	第3章 社会人として	1 仕事に打ち込むこと 2 社会福祉に寄与すること 3 創造的であること 4 社会規範を重んずること
	第4章 日本人として	1 正しい愛国心をもつこと 2 象徴に敬愛の念をもつこと 3 すぐれた国民性を伸ばすこと

付記

国立公文書館（平4文部01050100-002:1-2）に基づき筆者作成。

出すにあたっての議論を経て、最終的に1966年10月31日に「後期中等教育の拡充整備について（答申）」の別記として文部大臣有田喜一に答申がなされたのである。

おわりに

以上、「期待される人間像」の第十九特別委員会での審議過程を見てきた。整理をすると、第1タームにおいて示された議論から、委員の間では、少年犯罪の増加および性質の移り変わりという観点から、青少年の道徳性の欠如という観点を重視して検討を行う旨が確認されている。それに基づいて第2タームで各委員が意見を具申したのち、それを主査高坂がまとめる形で、第一次草案が示された。これに基づいて第3タームでは各委員の議論が行われた。具体的な表現の仕方といった点に焦点を置く意見が多い中、注目すべき意見として挙げられたのが、そもそも「期待される人間像」を後期中等教育の理念として考えるのか、さらに大局的に見たものかという点での対立であった。そして、この対立は結局のところ最後まで尾を引き、明確な解決には至らなかったのである。

これらの点を踏まえると、「期待される人間像」は、その議論の回数を重ねるごとに、最初の段階の青少年の道徳性の欠如に対して道徳的規準を示すという点がだんだんと曖昧になっていった。

さらに先に述べた「期待される人間像」に対する委員の認識の差異も相まって、森戸が第十九特別委員会の冒頭に述べた後期中等教育の理念として描いたものか、それとも日本国民全体として国家社会にあるべき人間像を描いたのか、「期待される人間像」の立脚点が曖昧模糊となり、結果として中途半端なものになってしまったといえる。

さらにいえば、「期待される人間像」が高坂思想を反映したものであるとする先行研究の評価については妥当なものではなかったといえる。そもそも第一次草案を執筆するにあたって主査の高坂が重視していたのが、各委員の意見を洩れなく、妥当な形にすることを目指してまとめるということであった。この時点で、「期待される人間像」が高坂思想に基づくこと自体が疑わしくなる。さらに、最終報告までの間に幾度もの指摘と修正がなされ、様々な人の意見が「期待される人間像」に織り込まれている状況を踏まえれば、「期待される人間像」が高坂の思想を強く反映したものであるという評価は退けられることになろう。付言すれば、貝塚（2006）は、「高坂が用意した草案の正確な数よりも、これらが全て高坂によって執筆されたという点であり、また、高坂によって執筆された草案が第十九特別委員会において検討され、さらにこれは「打合せ会」や「起草」委員会で検討されることによって、「期待される人間像」として整えられていったという点」（貝塚 2006：184）を重視しているが、第十九特別委員会の具体的議論を見る限りでは、この点についてとりわけ重視する必要性もないのではないかと考えられるのである。

最後に、本稿で論じ尽くせなかった今後の課題について言及を行いたい。

第一に、「期待される人間像」における事後評価についても改めての検証が求められる点である。というのも、委員だった内藤馨三郎は自身の回顧録の中で、たった一言「「期待される人間像」は、私が期待したほどの内容ではなかった」（内藤 1982：166）と述べている。前述の通り、内藤は、「期待される人間像」を平易かつ分かりやすい形でまとめ上げたほうが良いと再三再四意見を表明していた。しかし完成した「期待される人間像」は、相当な修正が施されたものの、内藤が望むそれとは遠いものであった。この点を考えれば、内藤が期待したほどのものではなかったと後に述べたこともうなずける。また、天城勲は、戦前に対する強い反省から、学校における道德教育や社会全体におけるモラルの問題について政府がものをいうと、中身に入る前にもすごい反発を食らうが故に、「期待される人間像」はほとんど何も言われなくなっていったと述べている（木田監修 1987：424）。本論において着目したのは、「期待される人間像」を策定するにあたって、中教審の審議において具体的にどのような議論がなされていたのかを明らかにすることであった。この検討からは、委員の間に多くの意見の相違がみられ、その調整の過程で本来目指すべき点を見失っていったことが明らかとなった。天城が言うように「期待される人間像」についての言及が次第になされなくなったのであれば、本稿で明らかになった点とどの程度関連があるのかについても検討に値するものと思われる。

第二に、中央教育審議会における審議過程という観点において、他の答申についてはどのような議論が行われているのかについても着目する必要があるのではないかと、という点である。今回扱った

第十九特別委員会は、いわゆる教育についての理念や目的を明らかにすることを主眼とする委員会であった。無論、第十九特別委員会のように理念について諮問され、検討を行うことも他の委員会であるだろう。しかし、中央教育審議会における諮問内容の多くは、具体的な教育制度に関係するものである。「期待される人間像」のように教育に関する理念を明らかにするタイプの審議会を理念創出型とするならば、対になる後期中等教育についての具体的制度や内容を検討していた第二十特別委員会は制度形成型と称すことができよう。推察するに、理念創出型と制度形成型の審議会の審議過程はまた違った様相を示すことになると思われる。教育政策形成過程における中央教育審議会の役割を明らかにするのに、制度形成型の審議過程についても分析を行い、その差異を示していくことが必要であると考えられる。

参考文献

- 青柳宏幸（2012）「戦後道徳教育における『期待される人間像』」『人間研究』（48）日本女子大学教育学科の会 pp.21-30。
- 伊藤昌哉（1966）『池田勇人 その生と死』至誠堂。
- 江島顕一（2016）『日本道徳教育の歴史 近代から現代まで』ミネルヴァ書房。
- 貝塚茂樹（2006）『戦後教育のなかの道徳・宗教〈増補版〉』文化書房博文社。
- 木田宏監修（1987）『証言 戦後の文教政策』第一法規出版。
- 久保義三（2006）『新版 昭和と教育史—天皇制と教育の史的展開—』東信堂。
- 高坂正顕（1966）「『期待される人間像』について」『文部時報』（1072）帝国地方行政学会 pp.26-39。
- 内藤譽三郎（1982）『戦後教育と私』毎日新聞社。
- 船山謙次（1981）『戦後道徳教育論史 下』青木書店。
- 水原克敏（2010）『学習指導要領は国民形成の設計書 その能力観と人間像の歴史の変遷』東北大学出版会。
- 文部省（1966）『広報資料 33 期待される人間像』大蔵省印刷局。
- （1979）『中央教育審議会要覧 第8版』。
- 山本正身（2014）『日本教育史』慶應義塾大学出版会。
- 『中央教育審議会総会速記録（第98～105回）・第23冊・（昭40. 1～昭41. 10）』（国立公文書館，平4文部00916100）。
- 『中央教育審議会第19特別委員会速記録（1～6）・（昭38. 9～昭39. 2）』（国立公文書館，平4文部00945100）。
- 『中央教育審議会第19特別委員会速記録（7～11）・（昭39. 3～昭39. 5）』（国立公文書館，平4文部00946100）。
- 『中央教育審議会第19特別委員会速記録（12～16）・（昭39. 6～昭39. 10）』（国立公文書館，平4文部00947100）。
- 『中央教育審議会第19特別委員会速記録（17～21）・（昭39. 12～昭41. 1）』（国立公文書館，平4文部00948100）。
- 「[件名番号：002] 期待される人間像」『中央教育審議会総会（第104～111回）配布資料・（昭41. 9～昭43. 11）』（国立公文書館，平4文部01050100）。
- 「[件名番号：018] 期待される人間像」「[件名番号：026] 後期中等教育の拡充整備について」『中央教育審議会総会配布資料—後期中等教育の拡充整備—・（昭40. 3～昭41. 10）』（国立公文書館，平4文部01056100）。
- 「[件名番号：024] 期待される人間像（中間草案）（正式発表のもの）」「[件名番号：036] 「期待される人間像」（中間草案）についての参考人意見要旨」『中央教育審議会第19特別委員会資料・（昭38. 5～昭41. 4）』（国

立公文書館，平4文部01065100)。

「[件名番号：015] 期待される人間像（第一次草案）」「[件名番号：021] 人間像に関する強調事項に関する各委員意見」「[件名番号：022] 「期待される人間像中間草案」についての意見」『中央教育審議会第19特別委員会配布資料—期待される人間像について—（昭38.9～昭41.4）』（国立公文書館，平4文部01067100）。

国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/>

文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/>

国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/>